

事業所運営に関する留意事項

1 運営推進会議について

地域との連携や運営の透明性を確保するため、下記のとおり運営推進会議の開催が義務付けられている。

事業形態	開催頻度
地域密着型通所介護	6月に1回
認知症対応型通所介護	
小規模多機能型居宅介護	2月に1回
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	
地域密着型特定施設入所者生活介護	
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	

注意事項

- ① 運営推進会議の開催通知は、1週間前までに市に提出する。
- ② 書面開催にする場合には、1日前までに市に連絡する。
- ③ 書面開催した場合、開催日1週間以内に議案を市に提出する。

2 事故報告について

介護サービス提供時に発生した事故等について、連絡の手段を明らかにし、事故に対する適正な対応の確保や再発防止策の検討などを行うために、市へ事故報告を行う。 ・ ・ ・ ・ ・別紙1

(1) 連絡の対象とする事故の範囲

- ・送迎中等を含むサービス提供による利用者の事故等
 - ※ 事業者側の過失や責任の有無にかかわらず、利用者が死亡又は医療機関での治療を要する程度の状態に至ったものを原則とする。
- ・食中毒、感染症の集団発生
 - ※ 食中毒又は感染症の場合には、保健所にも報告すること。
- ・火災・震災・風水害により、施設設備の相当程度の破損を伴うなど、介護サービスの提供に重大な影響のあったもの。
- ・施設(事業所)の体制の問題等により、利用者の処遇に影響があったもの。
- ・利用者・家族等の個人情報漏洩、誤嚥、誤薬、離設、送迎中の事故等は、怪我等がなくても要報告。

(2) 令和2年度報告の内訳

誤薬…18件	打撲…8件	転倒…14件
けが…6件	骨折…43件	火傷…1件
誤嚥…2件	その他…10件	

3 業務管理体制の制度について

介護保険法による義務付け（介護保険法第115条の32）

介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令順守等の業務管理体制の整備が義務付けられていますが、**地域密着型サービス（予防含む）のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者は、市長村長に届出ることとなっています。**

- まだ、届出されていない事業者は、速やかに届け出を行ってください。
- 既に届出されている事業者において、届出内容の変更があった場合には、早急に変更届を提出してください。

4 指定更新について

各種指定更新については、玉名市からの通知は行わない。有効期限の2か月前までに更新申請を行うこと。

5 居宅サービス計画書の押印廃止について

令和3年3月9日の全国介護保険・高齢者保健・福祉担当課長会議資料、老人保健課の説明資料P24において、「利用者等への説明・同意について、電磁的な対応を原則認める。署名・押印を求めないことが可能であることや代替手段を明示する。」とあり、令和3年3月31日付け、介護保険最新情報Vol. 958で居宅サービス計画書標準様式が改正されたことが通知されている。

このことから、今後、居宅サービス計画書等の署名・押印については各事業所の判断としますが、利用者との契約上、何らかの形で同意の確認は行われるべきと考えますので、署名については省略をしない方向でお願いしたい。

6 変更届様式の変更について・・・別紙2、別紙3、別紙4、別紙5

7 集団給食施設の営業許可または届出について・・・別紙6

8 水防法等の改正に伴う避難訓練結果の報告について

令和3年5月に水防法及び土砂災害防止法が改正され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設について、避難訓練を実施した場合には、施設管

理者から市町村長に対して、訓練結果を報告することが義務化された。

については、避難訓練実施後おおむね1か月を目安に「訓練実施結果報告書」を参考に、訓練結果を報告すること。 ・ ・ ・ ・ ・別紙7